

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ① 令和3年3月末までの間に、**緊急小口資金及び総合支援資金（延長貸付）の貸付が終了した世帯**
- ② **再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること**

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・ **令和3年2月19日（金）～ 受付開始**（令和3年3月末まで受付）

[再貸付までの流れ]

●ステップ1

まずは、**鹿屋市役所福祉政策課（自立相談支援機関）へご相談**ください。生活状況によっては、求職者支援訓練（ハローワーク）や生活保護へご案内をすることがあります。

●ステップ2

鹿屋市役所福祉政策課（自立相談支援機関）から支援決定の電話連絡が来たら**鹿屋市社会福祉協議会へ再貸付の申請**を行ってください。

お問合せ先

※お申し込みは、自立相談支援機関へご相談のうえ
社会福祉協議会にお電話ください

- 鹿屋市役所福祉政策課内 自立相談支援機関（本庁1階）
鹿屋市共栄町20番1号（直通 0994-31-1113）
- 鹿屋市社会福祉協議会（リナシティかのや2階福祉プラザ内）
鹿屋市大手町1番1号（直通 0994-44-2277）